

3 町内会規約(例)

<<〇町内会規約>>

(名所及び事務所)

第1条 本会は、〇町内会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は〇〇町△丁目□番から◇番□号までとする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、住みよい地域づくりと、住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関する事業
- (4) 地域美化、ごみ減量、リサイクル等環境保全に関する事業
- (5) 防災、防犯及び交通安全に関する事業
- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) 福祉及び健康増進に関する事業
- (8) 人権啓発に関する事業
- (9) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業
- (10) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有するものとし、会の入会及び脱会は妨げないものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 〇名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 総務部長 | 1 名 |
| (5) 〇〇部長 | 1 名 |
| (6) 〇〇副部長 | 〇名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |

(班)

第8条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

2 班の区域は別に定めることとし、班には班長を置く。

(役員を選任等)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は本会の財産の管理及び会計事務を担当する。

4 総務部長は本会の庶務を担当する。

5 ○○部長は本会の△△を担当する。

6 ○○副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

7 監事は、財産の状況及び事務の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 会議は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の申し出があったときに開催する。

3 会議は会長を議長とする。ただし、総会にあってはこの限りでない。

(会議の招集)

第 13 条 会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第 14 条 過半数の出席により成立し、議事は多数決によって決する。

(総会)

第 15 条 総会は毎年1回開催し、本会の最高決議機関とする。

2 総会は会員を持って構成し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の制定及び変更

(4) 役員の選任

(5) その他必要と認めること

(総会議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会の出席会員の中から選出する。

(総会の書面表決等)

第 17 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第13条の規定の適用については、出席したものみなす。

(総会議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(役員会)

第 19 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第 21 条 本会の会費は、1 世帯月額〇〇円とする。ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までとする。

(雑則)

第 23 条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。